

# 運轉管理業務委託仕様書

## 適用業務

業務名 : 令和7～11年度農業集落排水処理施設運轉管理等業務(大町市)

履行場所 : 大町市社 627 番地 社南部処理施設ほか5施設等

公益財団法人長野県下水道公社

# 業 務 委 託 共 通 仕 様 書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本仕様書は、公益財団法人長野県下水道公社（以下「甲」という。）が公共下水道終末処理場（以下「終末処理場」という。）及び関連施設の運転管理業務を円滑に行い、施設の機能を十分発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に関わる仕様を定めるものとする。

### (業務の履行)

第2条 終末処理場等施設の運転管理業務受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書によるほか、契約書、業務委託特記仕様書、その他関係書類等に基づき、誠実に効率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

### (法令上の責任)

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及びその他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

### (終末処理場の管理体制)

第4条 乙は、業務の公共的使命が重要であることを念頭におき、常に業務に支障をきたすことのないように管理体制を整えなければならない。

### (善管注意義務)

第5条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保全及び運営しなければならない。

### (関連業務の調整)

第6条 甲は、乙が履行する業務と第三者の施工する他の工事等が運転管理上密接に関連する場合には、その運転管理について調整を行うものとする。この場合において、乙は甲の調整に従い第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

### (業務の内容)

第7条 業務の主な内容は、次のとおりとする。

#### (1) 終末処理場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び精密点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作
- カ 維持管理業務に必要な水質試験（採水補助、検体搬入及び汚泥試験を含む。）
- キ 行政機関の立入検査時の採水及び水質検査（クロスチェック）
- ク 貸与施設備品等の管理
- ケ 処理場内の維持管理に必要な範囲の除雪
- コ 廃棄物の処理（指定された廃棄物処理業者へ引渡し前の業務）

サ その他業務上必要な諸作業

(2) その他業務委託特記仕様書で定める施設に関わる業務の内容

(組織)

第8条 乙は、業務に必要な職階の従事者を配置し、職務分担を決め、その組織表を甲に届け出なければならない。また、変更した場合も同様とする。

2 職階の基準は、別表1に示すとおりとする。

(監督員)

第9条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等で定める次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾及び協議

(2) 業務の遂行のため乙が作成した資料、報告等の承諾

(3) 業務委託共通仕様書及び業務委託特記仕様書に基づく業務内容の確認、立会い及び業務の実施状況の検査

3 前項の規定による監督員の指示、承諾及び協議は、原則として、書面をもってこれを行うものとする。

(総括責任者)

第10条 乙は、総括責任者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。また、総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約に関し、その運営及び取り締まりを行うほか、この契約に基づく一切の権限（契約金額の変更、契約金額の請求及び受領並びにこの契約の解除に関わるものを除く。）を行使することができる。

3 総括責任者の職務は、次に示すとおりとする。

(1) 現場の最高責任者として従事者の指揮及び監督を行うこと。

(2) 監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(3) 契約書、仕様書、完成図書及びその他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解すること。

(4) 日常の業務執行状況を随時甲に報告するとともに、必要な協議を行うこと。

(5) 完成図書から施設の機能を完全に掌握し、効率的かつ経済的な運用を図ること。

(6) 従事者の現場研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(7) 設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制を整えること。

(8) 常駐管理の処理場においては、現場に常駐すること。

(副総括責任者の指定)

第11条 乙は、総括責任者の代務者として副総括責任者をあらかじめ指定し、甲に届け出なければならない。また、副総括責任者を変更したときも同様とする。

2 副総括責任者は、総括責任者不在のときは、総括責任者に代わって忠実にその職務を行わなければならない。

(有資格者の配置)

第12条 乙は、契約の履行に必要とする有資格者を配置しなければならない。

2 前項の規定による有資格者の配置は、所定の手続きにより甲に報告しなければならない。また、有資格者を変更したときも同様とする。

- 3 有資格者の基準は、別表2に示すとおりとする。
- 4 作業に当たっては、下水道法、労働安全衛生法、消防法その他関係法令に従って有資格者により作業を行うものとする。

(従事者の届出)

第13条 乙は、あらかじめ業務に従事する従事者届を甲に提出しなければならない。また、変更した場合も同様とする。

(業務従事者に対する措置請求)

第14条 甲又は監督員は、総括責任者その他の業務従事者等が業務の遂行上著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

(緊急時の勤務体制)

第15条 乙は、自然災害、火災、設備の故障、異常水質の流入等緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合において、直ちにこれに対応できる体制を予め整備しておかなければならない。

- 2 前項における緊急事態が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能又は他に重大な影響を与えるおそれがある場合には、乙は直ちに適切な措置を講じるとともに、甲に報告しその指示に従わなければならない。

(施設の運転日及び運転時間)

第16条 施設の運転日及び運転時間は、次のとおりとする。

- (1) 水処理施設については、連続運転とする。
  - (2) 汚泥処理施設については、別に業務委託特記仕様書で定める。
- 2 勤務時間外は、緊急通報システムによる。

(安全衛生の確保)

第17条 乙は、労働安全衛生法その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し必要な措置を講じて労働災害の防止に努めるものとする。

- 2 事故防止のために必要な安全対策は、運転管理業務実施計画書に記載するものとする。
- 3 乙は、安全管理上の問題が発生した場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しその指示に従わなければならない。

(放流水質の維持)

第18条 乙は、終末処理場からの放流水質について、下水道法第8条、水質汚濁防止法第3条第1項及び良好な生活環境の保全に関する条例第16条の排水基準に適合するよう運転管理をしなければならない。

- 2 流入水の水質悪化や施設構造上の問題等に起因し、放流水質の悪化が予測される場合には、速やかに甲に連絡し協議しなければならない。

## 第2章 業務要領

### (運転管理業務実施計画書)

第19条 乙は、着手7日前までに、契約書及び仕様書に基づいて、運転管理業務実施計画書を作成し甲に提出しなければならない。

2 運転管理業務実施計画書は、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 現場組織に関すること。  
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (2) 業務工程に関すること。  
年間業務工程表、労務計画表
- (3) 業務方法に関すること。  
業務方法
- (4) 安全管理に関すること。  
安全管理対策（労働災害防止）、安全管理組織表
- (5) 災害時の対応に関すること。
- (6) その他必要な事項

### (月間業務計画書)

第20条 乙は、各月25日までに翌月の業務計画について甲と協議し、月間業務計画書を提出しなければならない。

### (業務対象施設)

第21条 業務委託の対象とする主要機器設備は、別に業務委託特記仕様書に定める。

### (各種機器の運転)

第22条 乙は、業務の範囲において各種機器の機能を十分理解し、月間業務計画書に沿って一切の運転操作を適正に行わなければならない。

- 2 運転操作上問題が生じた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告するものとする。
- 3 管理上必要な措置を講ずるため、運転を停止するとき及び再開するときは、甲の承諾を得るものとする。

### (点検整備)

第23条 乙は、次のとおり点検整備を行わなければならない。

- (1) 日常点検及び定期点検は、機器保全を目的として、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合には、その都度速やかに甲へ報告し、その指示に従い措置し、その経過を記録報告すること。
- (2) 日常点検及び定期点検の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。
- (3) 臨時点検は、故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために速やかに実施し、その結果を写真又は測定記録等添付の上甲に報告すること。
- (4) 各種機器が正常に作動するよう調整、給油、消耗部品交換、補充、清掃及び小塗装等の整備に努め、必要に応じ保護装置の確認を行うこと。

### (事故故障の対応)

第24条 乙は、点検により発見した事故又は故障の不良箇所のうち、現場で修繕可能なものについては、修繕内容を甲と協議の上措置しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに甲に報告するものとする。

- 2 乙は、各種設備のうち軽易な修繕又は改良について、甲と協議の上行うものとする。

- 3 前2項については、経過及び結果を写真等により記録し報告するものとする。
- 4 簡易な修繕工事は、別表3に示すとおりとする。

(水質試験業務)

第25条 水質試験業務の実施内容については、別に業務委託特記仕様書で定める。

(廃棄物の処理)

第26条 乙は、業務を履行するに当たり生じた廃棄物を適正に処理しなければならない。ただし、沈砂、汚泥その他甲が示すものは除く。

(業務報告)

第27条 乙は、業務実績を明らかにするため、原則として運転管理日報等により報告しなければならない。また、月間業務計画、月間管理実績、点検整備、支給品使用状況及び故障事故に関する報告書並びに年間維持管理業務報告書及び甲が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(提出書類)

第28条 乙は、別表4の左欄に掲げる書類を同表右欄に掲げる期限までに甲へ提出しなければならない。

(火災の防止)

第29条 乙は、各箇所には火元責任者を選任し火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難及び事故の防止)

第30条 乙は、施錠等により、設備機器、工具備品等の盗難防止に努めるとともに、第三者の場内立入りにも十分注意し事故発生防止に努めなければならない。

- 2 乙は、契約締結後、速やかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通制限の届出又は許可申請を行い、その許可を受けること。

(清掃整備)

第31条 乙は、業務範囲内の施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

### 第3章 その他

#### (事務室等の使用)

第32条 乙は、業務の履行に必要な事務室、水質試験室及び浴室等（以下「事務室等」という。）を、契約期間中無償で使用できるものとする。

- 2 事務室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は乙の負担とする。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

#### (経費の負担区分)

第33条 業務の遂行に必要な経費等（直接経費に含まれる消耗品等を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、乙が使用する事務室に係る光熱水費並びに施設の運転管理に要する材料費、燃料費、光熱水費及び修繕に要する経費等は除く。

- 2 業務の履行に必要な事務器具、事務用品及び消耗品類は、乙の負担とする。
- 3 乙は、物品の支給を受けたとき及び使用したときはその受払いを明らかにしておかなければならない。

#### (従事者の服装等)

第34条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

#### (業務の引継ぎ)

第35条 乙は、甲の業務運営に支障が生じないよう、委託契約の締結の日から乙が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、前の受託者から受託業務の引継ぎを受けなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、後の受託者が必要とする期間内（1ヶ月間を限度とする。）において、後の受託者に対し受託業務の引継ぎを行わなければならない。これに要する費用は、後の受託者の負担とし、引継期間内に発生した障害等については、原則として乙の責とする。ただし、引継ぎに当たり後の受託者が不誠実な行為を行った場合はこの限りではない。

#### (雑則)

第36条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に係る資料の提出を甲が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 乙は、甲の許可なく下水道管理者及び甲の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要なものを場内に持ち込んで서는ならない。

#### (疑義)

第37条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別表1（第8条第2項関係）

職 階 の 基 準

職 種	職 種 の 基 準
総括責任者	業務全体の責任者で、総括の職務に当たり管理能力がある者 浄化槽技術管理者の資格を有する者 処理対象人員501人以上の浄化槽における運転管理業務の経験を2年以上有する者
副総括責任者	業務総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断のできる者 浄化槽管理士の資格を有する者 処理対象人員501人以上の浄化槽における運転管理業務の経験を1年以上有する者
保守点検作業主任者	各業務の責任者で、高度な知識と技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える、下記の要件を満たす者 排水処理施設の設備（機械・電気）に関する保守点検作業の経験を3年以上有する者
技術員	基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者
技能員	運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った業務が行える者
その他	事務補助及び清掃等の簡易な作業を行う者

作業主任者、技術員、技能員及びその他の職種については、排水処理施設の処理方式及び処理能力に応じ、上位の者による兼務を認める。

別表 2 (第 12 条第 3 項関係)

有 資 格 者 の 基 準

資格者	基 準	選任の 有無	備 考
浄化槽技術管理者	浄化槽法施行規則第 8 条 該当者	有	総括責任者 農業集落排水処理施設の 管理 (501 人槽以上)
浄化槽管理士	浄化槽法第 2 条 11 号 該当者	有	副総括責任者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則 第 11 条該当者 (酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習修了者)	有	酸素欠乏危険作業の指揮 監督等
その他契約の履行に必要な 資格			

別表3（第24条第4項関係）

## 設備の簡易な修繕工事

簡易な修繕工事は、定期点検、年次点検及び精密点検等メーカーによる点検修理時に同調して行う修繕以外で、概要を次に示す。

- (1) 流量計のセンサーの清掃及び微調整
- (2) 配管（50A）程度の仮配管及び配管替え
- (3) 塗装による簡易な修繕（概ね20㎡タッチアップ等）
- (4) 各機器の潤滑油脂の補充及び取替え
- (5) 蛍光灯、蛍光管、水銀灯ランプ、ナトリウムランプ、自動点滅器及びスイッチ（15A）程度の取替え
- (6) 小型ベアリング、ファンベルト及びVベルトの取替え
- (7) ポンプ、電動機のブレーキシユウ、ブラシの取替え
- (8) 継電器（4接点程度）、接触器（10A）、ブレーカー（50Aフレーム程度）及びタイマーの取替え
- (9) 換気扇（羽根車30cm程度）、盤機器給排気ファンの取替え
- (10) 機器乾燥機用の乾燥剤（シリカゲル）の取替え
- (11) シーケンサ及び盤の給気用フィルターの取替え及び洗浄
- (12) 水位センサーの清掃及び取替え
- (13) シーケンサの電池、火災受信機のバッテリー、親時計の電池の取替え
- (14) 計装設備と弱・強電機器の簡易な調整
- (15) バルブ（150A程度）、逆止弁（150A程度）の分解及び取替え
- (16) 簡易なシーケンス変更による配線替え
- (17) 扉の開閉調整、鍵の取替え
- (18) ケーブル（14m<sup>2</sup>程度）の取替え
- (19) 放送設備、時計の故障による配線替え
- (20) 空調機フィルターの取替え及び洗浄
- (21) ダクト等からの漏洩箇所のコーキング、パッキンの施工
- (22) その他軽微な修繕

別表 4 (第 28 条関係)

## 提出書類一覧表

書 類 名 称	提 出 期 限
着 手 届	着手日から 7 日以内
組 織 表	着手 7 日前まで
総括責任者通知書 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類（写し）を添付	
副総括責任者指定届 ※経歴書及び雇用関係を証明できる書類（写し）を添付	
有資格者配置届 ※資格者証（写し）を添付	
従事者届 ※作業主任者は、別表 1 の要件を示す経歴書を添付	
緊急時体制表（連絡系統を含む。）	
一部再委託承諾願（再委託する場合のみ）	
運転管理業務実施計画書 (2 部)	
月間業務計画書	
業務完了届 運転状況報告書（甲が定める様式） (2 部) （保守点検月報） （運転管理月報） （水質管理月報） （維持管理業務日報） （故障・修理記録） （ユーティリティ納品書） 上記書類の電子成果品	翌月 5 日まで
事故・故障報告書（設備、流入水量・水質、 放流水質等異常）	速報は随時 詳報は対応・処理後
維持管理業務協議記録	その都度
年間維持管理業務報告書 (2 部) （保守点検年報） （運転管理年報） （水質管理年報） （維持管理業務年報） （故障・修理年報） （ユーティリティ納品年報） （貸与品台帳） 上記書類の電子成果品	年間業務完了後 7 日以内
そ の 他	必要の都度

# 業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、次の業務に適用する。

- (1) 業務名 令和7～11年度農業集落排水処理施設運転管理等業務（大町市）
- (2) 履行場所 大町市社 627 番地 社南部処理施設ほか5施設等

(業務の対象)

第2条 業務の対象は、次のとおりとする。

(1) 排水処理施設

	所在地	名称
1	大町市社 627 番地	社南部処理施設
2	大町市八坂 15938-イ	舟場処理施設
3	大町市八坂 25531	野平処理施設
4	大町市八坂 8360	切久保処理施設
5	大町市八坂 14634-58	野平南処理施設
6	大町市八坂 828	明野処理施設

(2) マンホールポンプ場

社南部処理施設関連マンホールポンプ場

	所在地	名称
1	大町市社 3958 番地 1	閨田 1 号ポンプ場
2	大町市社 3988 番地 3	閨田 2 号ポンプ場

社南部処理施設関連公共柵ポンプ

	所在地	名称
1	大町市社****	公共柵ポンプ No. 1
2	大町市社****	公共柵ポンプ No. 2
3	大町市社****	公共柵ポンプ No. 3
4	大町市社****	公共柵ポンプ No. 4
5	大町市社****-*	公共柵ポンプ No. 5
6	大町市社***	公共柵ポンプ No. 6
7	大町市社***	公共柵ポンプ No. 9
8	大町市社***	公共柵ポンプ No. 10
9	大町市社***	公共柵ポンプ No. 11
10	大町市社***	公共柵ポンプ No. 12
11	大町市社****-*	公共柵ポンプ No. 13

2 主要な業務対象施設の概要は、別表1に示すとおりとする。

(業務の内容)

第3条 業務委託共通仕様書第7条第2号その他業務委託特記仕様書で定める施設に係わる業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水処理施設における保守点検業務

実施内容については、別紙1 農業集落排水処理施設保守点検業務特記仕様書のとおりとする。

(2) マンホールポンプ場

- ア 各種機器の運転操作及び監視
- イ 点検記録、管理日報、月報等の作成（様式－１～７による）
- ウ 各種機器の日常点検、定期点検及び臨時点検並びに調整及び整備
- エ 故障等非常通報時の対応
- オ 簡易な修理造作（共通仕様書別表－３による）
- カ 貸与施設備品等の管理
- キ マンホール内清掃、除塵
- ク 廃棄物の処理
- ケ 汚水ポンプの引き上げ点検及びオイル交換
- コ その他業務上必要な諸作業
- サ 別紙２に示す点検項目一覧表に基づき実施する。

(3) 委託範囲に含まれない業務は、別表２のとおりとする。

(勤務及び施設の運転管理体制)

第４条 勤務日、勤務時間及び勤務体制は、次のとおりとする。

- (1) 従事者の通常勤務は、原則として別表３のとおりとする。
- (2) 通常勤務時間外は、緊急通報システム体制による。

２ 業務委託共通仕様書第 16 条第 1 項第 2 号の業務委託特記仕様書で定める汚泥処理施設の運転日及び運転時間は、原則として勤務日及び勤務時間における運転とする。

(業務対象の主要機器設備)

第５条 業務委託共通仕様書第 21 条の業務委託特記仕様書で定める業務対象とする主要機器設備の概要は、甲が別に示す「主要機器設備一覧表」に掲げる設備とする。

(点検整備)

第６条 業務委託共通仕様書第 23 条第 2 号の業務委託特記仕様書で定める日常点検及び定期点検の実施内容は、別表４のとおりとする。

(水質試験業務)

第７条 業務委託共通仕様書第 25 条の業務委託特記仕様書で定める水質試験業務の実施内容は、別表５のとおりとする。

(物品の受渡し及び取扱い上の注意)

第８条 業務上必要とする次の物品の受渡し及び取扱い上の注意は、甲の指示に従うものとする。

- (1) 光熱水費（電気、ガス、水道）
- (2) 燃料費（灯油、重油等）
- (3) 薬品類
- (4) その他業務上必要と認められる物品

２ 乙が負担する物品は、別表６のとおりとする。

(非常通報時の対応)

第９条 非常通報装置による非常通報の対応は、速やかに各施設の保守体制をとるものとする。

(その他)

第 10 条 公益財団法人長野県下水道公社環境方針を理解し、環境に配慮すること。

## 農業集落排水処理施設保守点検業務特記仕様書

## 1 業務

農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）の業務全般とする。

## 2 業務の内容

## (1) 排水処理施設の運転操作、保守（給油・補修・清掃）

- ① スクリーン設備（荒目、細目、微細目）
  - ・ 各スクリーンの機能点検（除渣、掻き上げ状況の点検）
- ② 生物処理設備、沈殿設備、消毒設備、放流設備
  - ・ 嫌気ろ床槽、沈殿分離槽の点検及びスカム、堆積汚泥移送
  - ・ 接触ばっ気槽の点検、ばっ気風量及び時間調整
  - ・ 嫌気ろ床槽、接触ばっ気槽の逆洗作業（年1回以上実施）
  - ・ 沈殿槽の点検、汚泥界面測定、汚泥移送ポンプ点検、越流堰等の清掃
  - ・ 消毒槽の点検、消毒器への固形塩素投入及び溶解量調整
  - ・ 放流槽の点検、レベルスイッチ等の確認
  - ・ 各機器の運転操作、保守
  - ・ 水質試験の実施
- ③ 受変電配電設備、計装設備
  - ・ 各機器の点検、動作確認及び指示値等の確認、記録
  - ・ 各機器の運転操作、保守
  - ・ 各電気系統、受変電、その他設備の点検、保守、消耗部品交換

## (2) 汚泥処理施設の運転

- ① 汚泥貯留タンク、汚泥ポンプ類
  - ・ 汚泥引き抜きバルブ・汚泥貯留タンクの点検、管理
  - ・ 汚泥ポンプ類の点検、管理
  - ・ 汚泥搬出作業の補助
  - ・ 各機器の運転操作、保守

## (3) 建築機械・電気設備の運転、保守

- ① 空調設備・電気設備
  - ・ 空調設備の運転操作、点検、保守
  - ・ 照明設備等の点検、保守

## (4) 排水処理施設の清掃に関する業務

- ・ スクリーン（荒目、細目、微細目）設備の掻き上げ及び清掃
- ・ 放流口の点検及び清掃
- ・ 敷地内の清掃及び除草（除草は5月～10月 概ね1回/月程度）

## (5) 汚泥引抜の計画並びに汚泥引抜作業の立会い

## (6) その他の業務

- ・ 軽微な修理、改造工事の実施
- ・ 監視通報装置のトレンド画面による施設の運転状況の確認（概ね1日1回）

維持管理の点検項目一覧表

点検場所	点 検 項 目	日 常	定 期	備 考
測 定	電源電圧 (200V、100V、24V)	○	○	電圧計使用
	運転時間、運転回数	○	○	カウンタ類がある箇所
	運転電流値	○	○	クランプメーター使用
	ポンプ絶縁抵抗値測定	○	○	1 MΩ以下で修理
	制御盤絶縁抵抗値測定		○	1 MΩ以下で修理
	ガス検知器による測定	○	○	安全確認
	ポンプ吐出量の測定		○	30cm低下時間
	羽根車クリアランス測定・調整		○	スクリュウ型のみ
	水位計ゼロ点出力測定・調整		○	圧力式、気泡式
	気泡式水位計のエアゲージ圧力		○	
マンホール	異常流入等の確認	○	○	着色、異臭、流量増など
	マンホール蓋の異常、開閉状態	○	○	損傷、錆
	マンホール内のスカム、異物、堆積状況	○	○	
	配管、ガイドパイプの外観状態	○	○	損傷、錆
	ケーブル類の外観状態	○	○	動力、制御、水位計
	流入バツフルの状態	○	○	損傷、錆
	マンホール接続部の状態	○	○	浸水、漏水、破損
ポンプ	ポンプ外観状態		○	損傷、錆、塗装剥離
	羽根車の状態		○	摩耗、絡みつき
	潤滑油の状態 (量、浸水、色など)		○	全量交換 Oリング交換
	浸水検知室の状態		○	浸水状況等内部点検
	運転時のポンプ、逆止弁の状態	○	○	揚水、逆流の確認
	ポンプ吊上チェーンの状態	○	○	損傷、錆
	着脱装置の状態	○	○	ガタつき、漏れ等
水位計	水位計の設置状態及び動作	○	○	運転水位の確認
	投込み式水位計センサー部の状態		○	ベロフラムの変形
	気泡式水位計のエアポンプ(気泡)の状態	○	○	ダイヤフラムの異常
	フロートスイッチ (バックアップ含む)の動作確認	○	○	強制作動
	水位計の設定水位		○	設定値記録
制御盤	引込線及び柱の異常の確認	○	○	樹木の接触など
	制御盤の外観及び内部の異常の確認	○	○	埃、結露、発錆など
	結線部の締付け、各表示灯の点灯状態	○	○	球切れ時、交換
	遮断器、電磁開閉器の動作確認	○	○	劣化状況
	漏電遮断器、保護リレーの動作確認	○	○	劣化状況
	制御電源ユニット及び回路の確認	○	○	劣化状況
	各タイマーの設定値及び動作確認	○	○	予旋回タイマー等
	ファン、ヒーターの動作確認、フィルターの確認	○	○	本体、サーモスタット
	監視通報装置、パトライトの動作確認	○	○	試験通報、蓄電池の確認
清掃	マンホール内の高圧洗浄	○	○	点検に兼ねることも可
	スカム、篩渣、堆積物等の除去	○	○	

別表1 (第2条関係)

## 主要施設の概要

※平成30年度末時点状況

市町村・処理場名		大 町 市						
		社南部処理施設	舟場処理施設	野平処理施設	切久保処理施設	野平南処理施設	明野処理施設	
施 設 概 要	下水道の種類	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	
	処理形式	JARUS-Ⅲ	JARUS-S	JARUS-S	JARUS-I	接触曝気	接触曝気	
	施設処理能力	284m <sup>3</sup> /日 (1,050人槽)	43m <sup>3</sup> /日 (160人槽)	54m <sup>3</sup> /日 (200人槽)	62m <sup>3</sup> /日 (230人槽)	16m <sup>3</sup> /日 (60人槽)	16m <sup>3</sup> /日 (60人槽)	
	設置年度	H9	H11	H10	H9	H10	H12	
	中継ポンプ場	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
	マンホールポンプ場	13基	なし	なし	なし	なし	なし	
	流入方式	原水槽ポンプアップ	原水槽ポンプアップ	原水槽ポンプアップ	自然流下	自然流下	自然流下	
	流量調整槽	あり	なし	なし	なし	なし	なし	
	汚泥脱水機(台数)	なし(濃縮汚泥搬出)	なし(濃縮汚泥搬出)	なし(濃縮汚泥搬出)	なし(濃縮汚泥搬出)	なし(濃縮汚泥搬出)	なし(濃縮汚泥搬出)	
	自家発電機等	エンジンポンプ	エンジンポンプ	なし	なし	なし	なし	
	排水基準	BOD	(水濁法)30以下、(浄化槽法)20以下	20以下	20以下	20以下	20以下	20以下
	(mg/l)	SS	50以下	50以下	50以下	50以下	90以下	90以下
水 処 理	日平均放流水量(m <sup>3</sup> /日)	204	10.3	21.5	20.3	3.8	3.5	
	放流BOD(mg/l)	9.1	6.6	8.5	8.4	11	12	
	放流SS(mg/l)	3	2	2	2	3	2	
備 考		・非常用通報装置有り ・放流ポンプ有り	・非常用通報装置有り ・オゾン脱臭装置稼働	・非常用通報装置有り ・オゾン脱臭装置稼働	・非常用通報装置有り	・非常用通報装置有り ・放流ポンプ有り	・非常用通報装置有り	

別表2 (第3条関係)

委託範囲外の業務

- 1 法定検査（クレーン検査、消防法関係の点検等）
- 2 改良、修繕工事（簡易修繕は除く。）
- 3 大型機器の分解点検
- 4 大規模な再塗装工事（簡易な塗装補修工事は除く。）
- 5 場内放送設備、自動電話交換設備保守点検
- 6 一般空調設備の保守点検
- 7 脱水汚泥の場外運搬及び処分業務
- 8 自家用電気工作物の保安管理業務
- 9 特定精密機器の保守点検（日常点検は除く。）
- 10 庁舎管理上の清掃業務（単純な清掃作業は除く。）
- 11 庁舎管理及び警備業務
- 12 除雪（維持管理に必要な箇所は除く。）
- 13 管渠（特殊な施設で受託されている業務を除く。）に関する事。

なお、協議の上委託範囲内とすることもできる。

別表 3 (第 4 条関係)

## 社南部処理施設、舟場処理施設、野平処理施設、切久保処理施設の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日・祝日・夜間
運転管理業務	1 回/2 週の巡回勤務 し渣の回収 (社南部のみ 1 回/週) 汚泥搬出の立会い 嫌気ろ床槽、沈殿分離槽の汚泥等の移送 嫌気ろ床槽、ばっ気槽の逆洗作業	な し
保守点検業務	1 回/2 週の巡回勤務 (社南部のみ し渣回収時簡易点検)	な し
水質管理業務	1 回/2 週の巡回勤務 (社南部のみ し渣回収時簡易測定)	な し

## 野平南処理施設、明野処理施設の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日・祝日・夜間
運転管理業務	1 回/2 週の巡回勤務 し渣の回収 汚泥搬出の立会い 沈殿分離槽の汚泥等の移送 ばっ気槽の逆洗作業	な し
保守点検業務	1 回/月の巡回勤務	な し
水質管理業務	1 回/月の巡回勤務	な し

## マンホールポンプ場の勤務体制

業務内容	平日	土曜日・日曜日・祝日・夜間
保守点検業務	別表 7 による。	な し

別表4（第6条関係）

点検の項目及び頻度

処 理 方 式	点検対象設備、点検頻度の基準
流量調整、嫌気性濾床及び接触曝気を組み合わせた方式 ＊社南部処理施設	一般社団法人地域環境資源センター発行の「日本農業集落排水協会型及び地域資源循環技術センター型施設維持管理マニュアル〔管理主体編〕」、「農業集落排水施設維持管理マニュアルJARUS-Ⅲ型」を準用する。
沈殿分離及び接触曝気を組み合わせた方式 ＊舟場処理施設 ＊野平処理施設 ＊切久保処理施設 ＊野平処理施設 ＊明野処理施設	一般社団法人地域環境資源センター発行の「日本農業集落排水協会型及び地域資源循環技術センター型施設維持管理マニュアル〔管理主体編〕」、「農業集落排水施設維持管理マニュアルJARUS-S型、I型」を準用する。
マンホールポンプ場 ＊社南部処理施設関連	（公社）日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領」の第4編下水道施設機械・電気設備保守点検基準第4章マンホール形式ポンプ場を準用する。  点検頻度は、別表7により行うこと。

別表5（第7条関係）

## (1) 社南部処理施設

採水地点 項目	流量 調整槽 検体数	嫌気性濾床槽			接触曝気槽		沈殿槽	放流水 (消毒槽)	濃縮槽 脱離液
		第1室	第2室	第3室	第1室	第2室			
	1	2	2	2	2	2	2	1	1
色相	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	月2回
臭気	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	
生物膜		*	月1回	月1回	月1回	月1回			
水温	月2回	*	*	*	月2回	月2回	月2回		
透視度	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	月4回	
PH	月2回	月1回	月1回	月1回	月2回	月2回	月1回	月4回	
DO	月2回	月1回	月1回	月1回	月2回	月2回	*		
BOD	月1回	*	*	*	*	*	月1回	月1回	
BOD(溶解性、ATU)							*		
SS	月1回	*	*	*	*	*	*	月1回	
COD	*							月1回	
残留塩素								月4回	
大腸菌数								6ヶ月毎	
T-N	*							6ヶ月毎	
T-P	*							6ヶ月毎	
窒素パケットテスト (アンモニア、硝酸)	*			*		*	月2回		
汚泥界面		月2回	月2回	月2回			月2回		月4回

嫌気ろ床槽、曝気槽、沈殿槽については系列毎行う。

沈殿槽BODについてのみ、沈殿槽流出水(混合水)を滅菌器手前にて採取、測定する。

濃縮槽脱離液は、濃縮槽からの汚泥が系内に循環していないか確認する。

汚泥界面は、濃縮槽の汚泥界面及び貯留槽の貯留液位、汚泥界面についても測定を行う。

\*は処理機能を確認する場合に行う。

## (2) 舟場処理施設、野平処理施設

採水地点 項目	原水槽 検体数	沈殿分離槽		接触曝気槽		沈殿槽流出 (滅菌器手前)	放流水 (消毒槽)
		第1室	第2室	第1室	第2室		
	1	1	1	1	1	1	1
色相	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
臭気	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
水温	月2回	*	*	月2回	月2回	月2回	月2回
透視度	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
PH	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
DO				月2回	月2回	*	月2回
BOD						月1回	
溶解性BOD						*	
SS						月1回	
COD						月1回	
残留塩素							月2回
大腸菌数							6ヶ月毎
T-N						6ヶ月毎	
T-P						6ヶ月毎	
窒素パケットテスト (アンモニア、硝酸)					*	月2回	
汚泥界面		月2回	月2回			月2回	

必要があれば亜硝酸性窒素のパケットテストの測定も行う。

沈殿槽については2系列あるが、混合流出水で測定する。

汚泥界面は、濃縮槽の汚泥界面及び貯留槽の貯留液位、汚泥界面についても測定を行う。

\*は処理機能を確認する場合に行う。

(3) 切久保処理施設

採水地点 項目	沈殿分離槽		接触曝気槽		沈殿槽	放流水 (消毒槽)
	第1室	第2室	第1室	第2室		
検体数	1	1	1	1	1	1
色相	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
臭気	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
水温	*	*	月2回	月2回	月2回	月2回
透視度	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
PH	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回
DO			月2回	月2回	*	月2回
BOD					月1回	
溶解性BOD					*	
SS					月1回	
COD					月1回	
残留塩素						月2回
大腸菌数						6ヶ月毎
T-N					6ヶ月毎	
T-P					6ヶ月毎	
窒素パックテスト (アンモニア、硝酸)				*	月2回	
汚泥界面	月2回	月2回			月2回	

必要があれば亜硝酸性窒素のパックテストの測定も行う。

汚泥界面は、濃縮槽の汚泥界面及び貯留槽の貯留液位、汚泥界面についても測定を行う。

\*は処理機能を確認する場合に行う。

(4) 野平南処理施設、明野処理施設

採水地点 項目	沈殿分離槽		接触曝気槽		沈殿槽	放流水 (消毒槽)
	第1室	第2室	第1室	第2室		
検体数	1	1	1	1	1	1
色相	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
臭気	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
水温	月1回	*	*	月1回	月1回	月1回
透視度	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
PH	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
DO			月1回	月1回	*	月1回
BOD					月1回	
溶解性BOD					*	
SS					月1回	
COD					月1回	
残留塩素						月1回
大腸菌数						6ヶ月毎
T-N					6ヶ月毎	
T-P					6ヶ月毎	
窒素パックテスト (アンモニア、硝酸)				*	月1回	
汚泥界面		月1回	月1回		月1回	

必要があれば亜硝酸性窒素のパックテストの測定も行う。

汚泥界面は、濃縮槽の汚泥界面及び貯留槽の貯留液位、汚泥界面についても測定を行う。

\*は処理機能を確認する場合に行う。

別表6（第8条関係）

## 直接経費に含まれる消耗品等

## 1 業務の履行に必要とする消耗品等

用途区分	物品	左の具体例
潤滑油脂	保守点検業務に必要な補充、交換用（少量の場合に限る。）のオイル、グリス等	
修繕補修用材料	保守点検業務の範囲内で行う簡易な修繕修理に使用する一般汎用品であるボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、ウエス、洗浄油、塗装資材等の補修用材料	一般汎用品であるボルト、パッキン、Vベルト、豆電球、端子、蛍光管（建築付帯は除く。）、コーキング材、電線、コンセント、アンカー、ゴムキャップ、結束用材、50A以下の配管用品（パイプ、ソケット、バルブ、バンド、カップリング、ニップル）、テープ、ホース、ゴム板、ロープ、ウエス、機器洗浄油類、塗料、塗装用刷毛、シンナー、薄め液、錆止め材料等（製造業者等への特注品、委託者が別に指示するものを除く。）
水質試験消耗品	水質試験補助業務に必要な消耗品（薬品、試薬、特殊機器関係消耗品を除く。）	チューブ、ガス管、脱脂綿、ラベル、pH試験紙、紙雑巾、ティッシュペーパー、ガーゼ、ポリ袋、シールテープ、アルミホイル、真空ホース、ホースバンド等
報告記録用紙	保守点検、運転監視等の受託業務の記録に用いる各種記録報告用紙類	プリンター用紙、ハードコピー用紙、連続用紙等
清掃用具	清掃作業に用いる用具	バケツ、ブラシ、モップ、ワイヤブラシ、クレンザー、たわし、洗浄剤等
衛生用品	石鹼、消毒液、殺虫剤、救急薬品等	
その他	簡易なごみ焼却炉及び給湯ボイラー用燃料	灯油、LPガス
	連絡用自動車、可搬式エンジン等に必要の燃料	ガソリン、軽油
	日用品、事務用品等	

※1 潤滑油脂における定期及びオーバーホール時の交換、特殊なオイル、グリス類は除く。

※2 水質試験消耗品における水素イオン濃度計及び酸素濃度計等の電極、純水製造装置のイオン交換樹脂、原子吸光光度計のオートサンプラー用サンプルカップ、ろ紙は除く。

※3 報告記録用紙におけるチャート紙は除く。

## 2 専ら使用する備品等

### (1) 工具及び測定機器類

#### ア 機械工具

スパナ類、レンチ類、ペンチ類、プライヤー類、ドライバー類、ハンマー類、ドリル類、ヤスリ類、ノコギリ類、タガネ類、カッター類、ポンチ類、グラインダー類、砥石類、ブラシ類、コンパス類、万力類、カジヤ類、トーチランプ、油さし、グリースガン、ショベル類、はしご類、ロープ類、携帯用工具箱、台車、その他

#### イ 電気用具

圧着ペンチ、絶縁ペンチ類、電工ナイフ、電工バンド類、投光器、コードリール、懐中電灯類、トランシーバー

#### ウ 測定器具

絶縁抵抗計、検電器、テスター、クランプメーター、回転計、ノギス、スケール類、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、ストップウォッチ、温度計

#### エ 水質試験器具

ガラス器具等の例	試験用器具等の例
駒込ピペット、 メスシリンダー(500mL, 1000mL)、 ポリシリンダー(500mL, 1000mL)、 共栓付メスシリンダー(100mL, 200mL)、 比色管、 ビーカー(50mL, 100mL, 300mL, 500mL)、 ポリ瓶(広口)(100mL, 500mL, 1000mL)、 温度計(アルコール)	比色管立て、攪拌子(テフロン 大中小)、 攪拌子取出棒(テフロン)、 駒込ピペット用スポイト、スプーン(SUS製)、 ピンチコック(スクリュウ、ホフマン)、 洗ビン(500mL, 1000mL)、バケツ(ポリ製15L)、 透視度計(アクリル架台付30cm, 50cm, 100cm)、 ゴム手袋、ブラシ、ロープ、 散気用エアストーン、かご

### (2) その他

連絡用自動車、自転車、電話機、事務用机類、書庫類、黒板類、複写機、写真機、ロッカー類、下足箱、傘立て、清掃具収納庫、食器棚、各種茶器類、寝具類、テレビ、ラジオ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機

## 3 その他

- (1) 委託者が購入し貸与している備(物)品の点検・修繕、校正、定期検査等に係わる費用は、委託者の負担とする。
- (2) 間接業務費、諸経費に含まれる備(物)品等については積算要領に例示されているので、留意すること。
- (3) 処理場の業務状況はそれぞれにより異なるので、実態を十分勘案し、疑義がある場合は協議をすること。

別表 7 (別表 4 関係)  
 点検箇所及び点検内容と実施回数

No.	ポンプ場名	日常点検	槽内清掃	定期点検
1	閩田 1 号ポンプ場	年 4 回	年 2 回	年1回
2	閩田 2 号ポンプ場	年 4 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
1	公共柵ポンプ場No. 1 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
2	公共柵ポンプ場No. 2 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
3	公共柵ポンプ場No. 3 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
4	公共柵ポンプ場No. 4 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
5	公共柵ポンプ場No. 5 (□□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
6	公共柵ポンプ場No. 6 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
7	公共柵ポンプ場No. 9 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
8	公共柵ポンプ場No.10 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
9	公共柵ポンプ場No.11 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
10	公共柵ポンプ場No.12 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度
11	公共柵ポンプ場No.13 (□□宅)	年 2 回	年 2 回	令和 8 年度、10年度

(第5条関係)

社南部処理施設 主要機器設備 一覧表

施設の名称及び主要設備	数 量	仕 様
自動粗目スクリーン	1 台	スクリーン目幅:50mm
破砕機	1 台	コントロール型
沈砂曝気槽ブロワ	1 台	陸上ルーツブロア
原水ポンプ	2 台	水中汚水汚泥ポンプ
非常用エンジンポンプ	1 台	自吸式エンジンポンプ
流量調整ポンプ	2 台	水中汚水汚泥ポンプ
自動微細目スクリーン	2 台	
しき脱水機	1 台	
曝気ブロワ	3 台	陸上ルーツブロワ
汚泥引抜ポンプ	2 台	水中汚水ポンプ
消毒器	1 基	定置式
放流ポンプ	2 台	水中汚水汚泥ポンプ
汚泥貯留槽用ブロワ	1 台	陸上ルーツブロワ
汚泥移送ポンプ	1 台	横型自吸式汚泥ポンプ
前処理室給排気ファン	2 台	軸流ファン
ブロワ室排気ファン	1 台	軸流ファン
スクリーン室排気ファン	1 台	軸流ファン
脱臭装置	1 台	オゾン式
沈殿汚泥引抜ポンプ	2 台	エアポンプ
引込開閉器盤	1 面	屋外壁掛型
動力制御盤	1 面	屋内閉鎖型自立盤
自家発電機	1 式	屋外型 自動起動式

# 舟場処理施設 主要機器設備 一覧表

名称	型式	仕様	数量
自動荒目スクリーン	VC-5	目幅50mm	1台
原水ポンプ(No.1)	CVL501	φ 50mm	1台
原水ポンプ(No.2)	CVL501	φ 50mm	1台
原水槽投げ込み式水位計	EDW301		1式
原水槽バックアップレベルスイッチ	LC-12	φ 100mm×170mm	1基
非常用エンジンポンプ	ASE50K	φ 50mm	1台
非常用エンジンポンプ自動起動盤	FXO-20MR-D		1式
常用ブロワ	ARH65S	φ 65mm	1台
予備ブロワ	ARH65S	φ 65mm	1台
原水槽用ブロワ	ARH20S	φ 20mm	1台
ばっ気沈砂槽用ブロワ	ARH25S	φ 25mm	1台
前処理室給気ファン	JF-25BTD	φ 250mm	1台
前処理室排気ファン	JF-25BTD	φ 250mm	1台
ブロワ室排気ファン	EF-25ASC-V	25cm	1台
管理室排気ファン	VD-20ZB4	φ 18cm	1台
自動通報装置	水神 SA201X XP-01L	W255×H197×D61	1台
動力制御盤	屋内閉鎖型自立盤	W700×H1950×D400	2面
引込開閉器盤	屋外壁掛型		1面
可搬式ポンプ現場操作盤	屋外壁掛型	H420×W310×D200	1式
可搬式ポンプ	PH40J	φ 50mm×φ 40mm	1台
脱臭ファン	TB1 1/2-100-RH	φ 100mm	1台
オゾン循環ポンプ	YD-40GSF-RV	φ 40mm	1台
オゾン酸化塔	ODF-5型 縦型充填方式	φ 650×H2550mm	1式
オゾン除去器	縦型接媒吸着方式	φ 650×H785mm	1式
オゾン発生装置	放電方式	発生量:4g/h	1式
オゾンモニター	OZG-EM-01		1式
空気流量計(接触ばっ気槽 第1室用)	オリフィスフロート式 FLG-N	測定範囲:0.6~3.0m <sup>3</sup> /min	1基
空気流量計(接触ばっ気槽 第2室用)	オリフィスフロート式 FLG-N	測定範囲:0.6~3.0m <sup>3</sup> /min	1基
透視度センサー検出器	KC2000		1式
潜水式電磁流量計	MGANEW3000 FLEX		1式
積算記録計	PM1000	W230×H170×D200	1式
透視度記録計	RE200		1式
透視度変換器	KC2000	測定範囲:0~300cm	1式
流入量計変換器	KIXZOB-A12XZ SV-1XY		1式
沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ	φ 80mm	1台
沈殿槽 污泥引抜ポンプ	エアリフトポンプ	φ 75mm	2台
沈殿槽 センターウェル	円形整流筒型	φ 300mm	2台
沈殿槽 スカムスキマー	フロート式	φ 40mm	4台
沈殿槽 越流堰	三角ノッチ式	越流延長 L=6.4m	2台
消毒器	塩素滅菌器 1型		1基
污泥濃縮槽散気装置	有効管型	φ 25mm	1式
污泥貯留槽散気装置	有効管型	φ 25mm	1式
接触ばっ気槽散気装置	有効管型	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽逆洗装置	有効管型	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽接触ろ材	波板状接触材		1式
ブロワー室給気用フード	ウェザーカバー防虫網付	40cm用	1台
前処理室給気用フード	ウェザーカバー防虫網付	25cm用	1台
原水ポンプチャッキ弁	IOK-50	φ 50mm	2台
沈砂排出電動弁	EK200-1	φ 25mm	1台
沈殿槽エアリフト電動弁(1系列用)	EK200-1	φ 25mm	1台
沈殿槽エアリフト電動弁(2系列用)	EK200-1	φ 25mm	1台
汚水計量槽	60° 三角堰	L1130×W880×H730	1台
ブロワ給気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W460×D460×H1300	1ヶ所
ブロワ排気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W400×D400×L1200	1ヶ所

# 野平処理施設 主要機器設備 一覧表

名称	型式	仕様	数量
FRP浄化槽	JARUS-S96-A4型	200人槽	1式
ばっ気型スクリーン	手動掻きあげ式	目幅50mm W700×D700×H1770	1基
原水ポンプ(No.1)	CVL501-P50	φ 50mm	1台
原水ポンプ(No.2)	CVL501-P50	φ 50mm	1台
非常用ポンプ	CVL501-P50	φ 50mm	1台
原水槽投げ込み式水位計	EDW301		1式
レベルスイッチ(液面検出器)	LC-12 マイクロスイッチ式	φ 100mm×170mm	5個
常用ブロワ	ルーツブロワ BS65	φ 65mm	1台
予備ブロワ	ルーツブロワ BS65	φ 65mm	1台
原水ポンプ槽散気用ブロワ	ルーツブロワ BSR20A	φ 20mm	1台
可搬式エンジンポンプ	PH-50	φ 65mm	1台
沈殿槽エアリフト電動弁	EK200-1	φ 25mm	1個
脱臭ファン	TB1 1/2-100-RH	φ 100mm	1台
オゾン循環ポンプ	YD40GSF-RU	φ 40mm	1台
オゾン酸化塔	ODF-5型	φ 650×H2550mm	1式
オゾン除去器	縦型接媒吸着方式	φ 650×H785mm	1式
オゾン発生装置	放電方式	発生量:4g/h	1式
オゾンモニター	OZG-EM-01		1ヶ所
自動通報装置	水神 SA201X XP-01L	W255×H197×D61	1台
動力制御盤	屋内閉鎖型自立盤	W1500×H1950×D500	2面
引込開閉器盤	屋外壁掛型	W600×H1100×D210	1面
ブロワ室排気ファン	FY-25 GSX3	有圧式換気扇 25cm	1基
ブロワ室排気ファン温度センサー	室内温度感知式		1基
空気風量計(接触ばっ気槽 第1室用)	オリフィス式 FLG-N50A	φ 50mm	1基
空気風量計(接触ばっ気槽 第2室用)	オリフィス式 FLG-N50A	φ 50mm	1基
潜水式電磁流量計	NNK140Z-0050L80A-X2	φ 50mm×φ 80mm	1式
電磁流量計変換器	Magnew3000FLEX	W150×H248×D103~128	1組
積算記録計	PM1000-AIT08型	W230×H170×D200	1台
汚水計量槽	60° 三角堰	W500×L1000×H500	1基
接触ばっ気槽 接触材(第1室)	人口濾材(架台共) 筒状		1式
接触ばっ気槽 接触材(第2室)	人口濾材(架台共) 筒状		1式
接触ばっ気槽 散気装置	有効管型	φ 40mm	1式
接触ばっ気槽 逆洗装置	有効管型	φ 40mm	1式
汚泥濃縮貯留槽 散気装置	有効管型	φ 32mm	1式
沈殿槽 汚泥引抜ポンプ	エアリフトポンプ	φ 75mm×φ 100mm	2台
沈殿槽 越流堰	三角ノッチ式	φ 100mm×φ 2200mm	2組
沈殿槽 スカムスキマー	フロート式	φ 215mm×H147mm	4基
沈殿槽 センターウェル	円形整流筒型	φ 300mm	2基
消毒器	定置式		1基
ブロワ室排気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W400×H400×L1200	1基
ブロワ室給気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W400×D400×H1400	1基

# 切久保処理施設 主要機器設備 一覧表

名称	型式	仕様	数量
自動荒目スクリーン	VC-5S	目幅50mm×70m <sup>3</sup> /h	1基
常用ブロワ(NO.1)	ルーツブロワ BS50	φ 50mm×4.0mAq	1台
常用ブロワ(NO.2)	ルーツブロワ BS50	φ 50mm×4.0mAq	1台
常用ブロワ(NO.3)	ルーツブロワ BS50	φ 50mm×4.0mAq	1台
可搬式汚泥エンジンポンプ	キャスター付 GA50IT	φ 50mm	1台
可搬式汚泥ポンプ(ラバーベーンポンプ)	32TRD6.55S	φ 32mm	1台
ブロワ室排気ファン	EF-25TAB	25cm	1台
ブロワ室排気ファン温度センサー	室内感知式		1台
管理室排気ファン	VD-18ZX4-W 天井扇	18cm	1台
便所排気ファン	VD-10ZG 天井扇	10cm	1台
非常用通報装置	ハネロン		1式
動力制御盤	屋内閉鎖型自立盤	W600×H1950×D500×2面	1式
引込開閉器盤	屋外壁掛型		1面
バイオリアクター制御盤	AV-0065S型	W600×H1200×D300	1式
循環ポンプ	50FVD6.75	φ 50mm	1台
電動弁(No.1)	DP15	φ 25mm	1台
電動弁(No.2)	DP15	φ 25mm	1台
電動弁(No.3)	DP15	φ 25mm	1台
電動弁(No.4)	DP15	φ 25mm	1台
電動弁(No.5)	DP15	φ 25mm	1台
沈殿槽エアリフトポンプ電動弁	DP15	φ 25mm	1台
流入量計	パーマボーラスフリューム BF-201K	φ 200mm×30m <sup>3</sup> /h	1式
流入量計変換器	LIU-300		1式
積算記録計	PM-1000	W230×H170×D200	1式
空気流量計	オリフィスフロート 0-181-FC	φ 50mm	2台
接触ばっ気槽 接触材	すだれ状濾材(架台共)	H=2600mm	1式
接触ばっ気槽 散気装置	ディフューザー式	φ 32mm	4基
接触ばっ気槽 逆洗装置	ディフューザー式	φ 32mm	8基
沈殿槽 汚泥引抜ポンプ	エアリフトポンプ	φ 75mm	1基
沈殿槽 越流堰	三角ノッチ式	W=400mm L=2100mm×2100mm	1組
沈殿槽 スカムスキマー	フロート式	φ 215mm×H147mm	2組
沈殿槽 センターウェル	円形整流筒型	φ 500mm×L=1700mm	1基
消毒器	定置式 WST-1型	15kg充填用	1基
汚泥濃縮貯留槽エアリフトポンプ	エアリフトポンプ	φ 65mm	1基
汚泥貯留槽移送ポンプ(No.1)	エアリフトポンプ	φ 65mm	1台
汚泥貯留槽移送ポンプ(No.2)	エアリフトポンプ	φ 65mm	1台
沈殿分離槽エアリフトポンプ(第1室用)	エアリフトポンプ	φ 65mm	1台
沈殿分離槽エアリフトポンプ(第2室用)	エアリフトポンプ	φ 65mm	1台
バイオリアクター培養槽	AV-0065S型	φ 600mm×1500mm	1塔
バイオリアクター充填槽	AV-0065S型	φ 40mm×H1040mm	1塔
ブロア室排気消音ボックス	ステンレス鋼板消音ボックス	W500×H500×L1500	1基
ブロア室給気消音ボックス	ステンレス鋼板消音ボックス	W500×H500×L2000	1基

## 明野処理施設 主要機器設備 一覧表

名称	型式	仕様	数量
合併浄化槽	FX2-60-2(16.2-200)	60人槽	1式
動力制御計装盤	屋内閉鎖型自立盤	W800×H1850×T400	1面
引込計器盤	屋外壁掛型 OMN-32AZ	W500×H800×T200	1面
電灯分電盤	屋内壁掛型 NLA3-06NZ	W500×H500×T120	1面
ばっ気ブロワ(No.1)	ARH32S	φ 32mm	1台
ばっ気ブロワ(No.2)	ARH32S	φ 32mm	1台
沈殿槽 スカムスキマー用電動弁	EK200-1		1基
沈殿槽 エアリフトポンプ用電動弁	EK200-1		1基
ブロワ室排気ファン	EF-25ASB	25cm	1台
ブロワ室排気ファン温度センサー			1台
空気流量計	オリフイスフロート式 32A	測定範囲:8.0~40m <sup>3</sup> /h	1台
潜水電磁流量計	NNK140-0050	φ 50mm×L=280mm	1台
潜水電磁用変換器	MGG 10C-AA2G	W150×H246×T128 φ 50mm	1台
積算記録計	PM1000-A10T08	W230×H170×D200	1台
自動通報装置	水神 MA-SL	W255×H195×D60	1台
沈殿槽 越流堰	三角ノッチ式	越流堰延長L=3.78m	1基
沈殿槽 エアリフトポンプ	エアリフトポンプ	φ 75mm	1基
沈殿槽 センターウェル	円形整流筒型	φ 500mm	1基
沈殿槽 スカムスキマー	フロート式	150mm×50mm	1基
汚泥濃縮槽 散気装置	有効管型	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽 接触ろ材	波板状接触ろ材		1式
接触ばっ気槽 散気装置	有効管型(大気泡方式)	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽 逆洗装置	有効管型(空気逆洗方式)	φ 20mm	1式
消毒器	円筒型接触溶解型	φ 95×H180	1ヶ所
給気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	H1700×W400×D400	1基
排気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W400×D460×L1000	1基

## 野平南処理施設 主要機器設備 一覧表

名称	型式	仕様	数量
浄化槽	JTN2-6A1-16.2P+貯留槽	処理水量:16.2m <sup>3</sup> /日	1式
ばっ気ブロワ(No.1)	HC-40S	φ 32mm	1台
ばっ気ブロワ(No.2)	HC-40S	φ 32mm	1台
放流ポンプ(No.1)	CRS40T-F40	φ 40mm	1台
放流ポンプ(No.2)	CRS40T-F40	φ 40mm	1台
放流ポンプ用レベルスイッチ	FQ6	φ 70mm×107mm	2台
自動通報装置	水神 MA-SL	W255×H195×D60	1台
ブロワ室排気ファン	EF-25ASX	25cm	1台
ブロワ室排気ファン温度センサー	FS-6TE	W120×D76×H180	1台
引込計器盤	屋外壁掛型	W500×H800×D200	1面
動力制御盤	屋内閉鎖型自立盤	W700×H1000×D250	1面
接触ばっ気槽 散気装置	有効管型	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽 逆洗装置	有効管型	φ 20mm	1式
接触ばっ気槽 接触ろ材	波板状接触材		1式
沈殿槽 エアリフトポンプ	エアリフトポンプ	φ 75mm	1基
沈殿槽 センターウェル	円形整流筒型	φ 300mm	1基
沈殿槽 スカムスキマー	フロート式	φ 40mm	1基
沈殿槽 越流堰	三角ノッチ式		1式
消毒器			1基
汚泥濃縮槽散気装置	有効管型	φ 20mm	1基
ブロワ室排気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W450×D450×H600	1ヶ所
ブロワ室給気消音ボックス	ステンレス鋼板製消音ボックス	W450×D450×H600	1ヶ所